

## 天井点検口変更

平成 16 年 12 月に発生した屋上を満水とした漏水事故の確認調査を平成 17 年に行った。

確認調査には竣工図を持参し、漏水の屋内流入口と思われるキューピクル下の屋内幹線引込筒直下の集会場の天井裏の状況を持参した竣工図に記載されている天井点検口より確認しようとしたが、天井点検口は設けられておらず、竣工図に記載されていない隣室の和室に設けられていた天井点検口から確認しようとしたが、屋内幹線引込状況を確認することが出来たが、天井裏の状況は確認することが出来なかった。

工事請負契約図面では、集会場と和室間の天井裏は耐火間仕切で区画され、和室天井裏から屋内幹線引込状況は見ることは出来ない。しかし、耐火間仕切から LGS 間仕切の変更工事により屋内幹線引込状況を確認することが出来る。

天井点検口の位置変更は空調換気扇・排気ファン・ガスコンロの設置位置変更とシャワーユニット増設によるものであることが判明した。

エアコンの配管経路が変更されている。エアコンの配管経路変更が空調換気扇・排気ファンの位置変更に繋がり、天井点検口位置変更がエアコンの配管経路変更によるものかは不明で、五洋建設(株)から変更の説明を受けることもなく、同意を求められることもなかった。

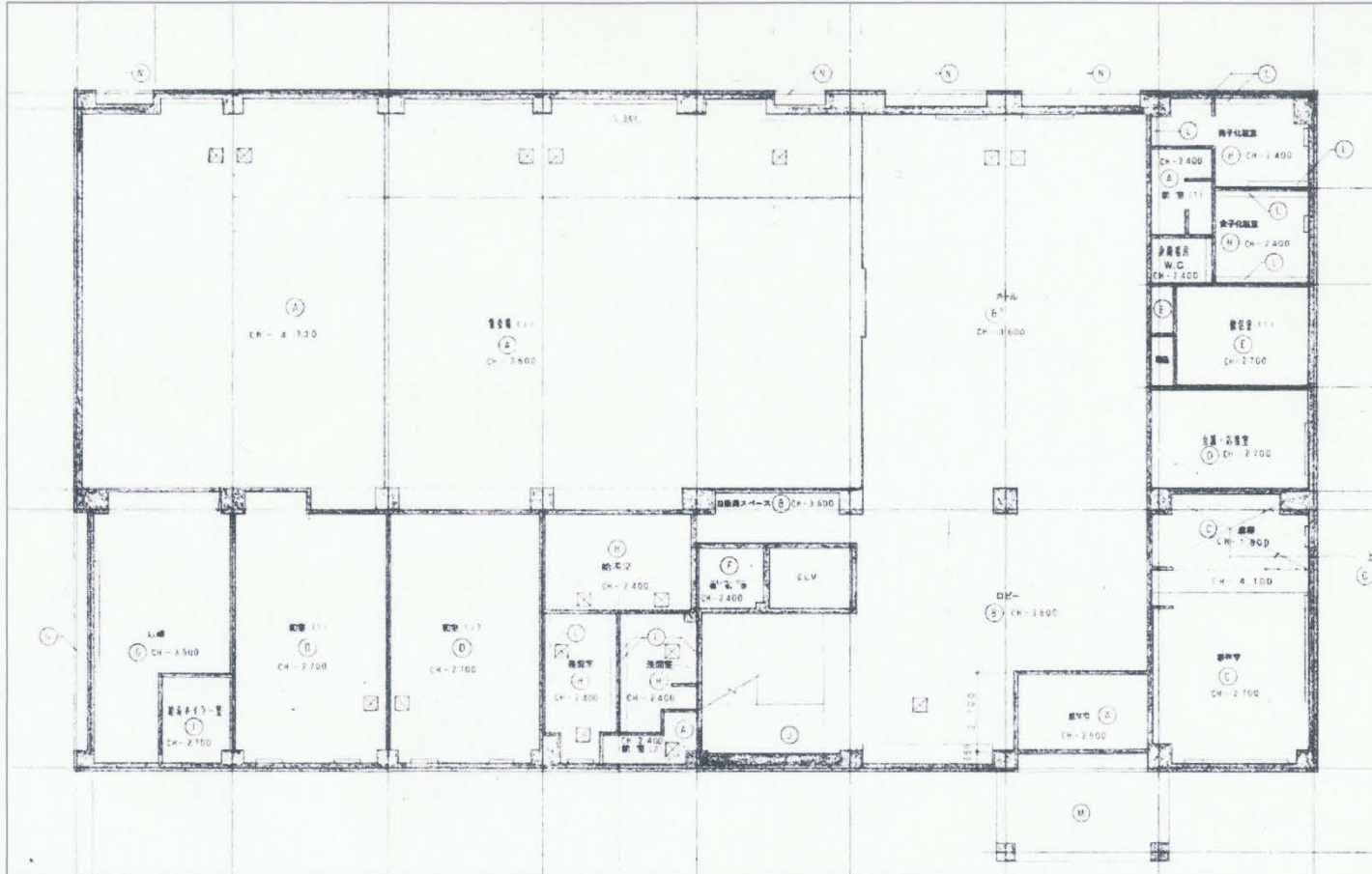
(有)丸倉共立商事は五洋建設(株)現場責任者に「竣工図に描かれている天井の点検口の位置と現況の位置が異なっております。その説明をお願い致します。」という FAX を送り、現場責任者より「間違いなく、竣工図であれば、単純な訂正ミスだと思われます。又、当時天井点検口については建築的に必要なケ処はなく、設備的に必要で取り付けましたと思います。」という FAX が、平成 17 年 7 月 7 日、(有)丸倉共立商事に送信され、現場責任者が変更工事について言及することはなかった。

請負契約図面 冷暖房設備(1 階平面図)では、1 階集会場の X1～X2 間に設置されていた CMH-2 (AC-2) が竣工図 (竣工建物) AC-7×2 に変更されている。

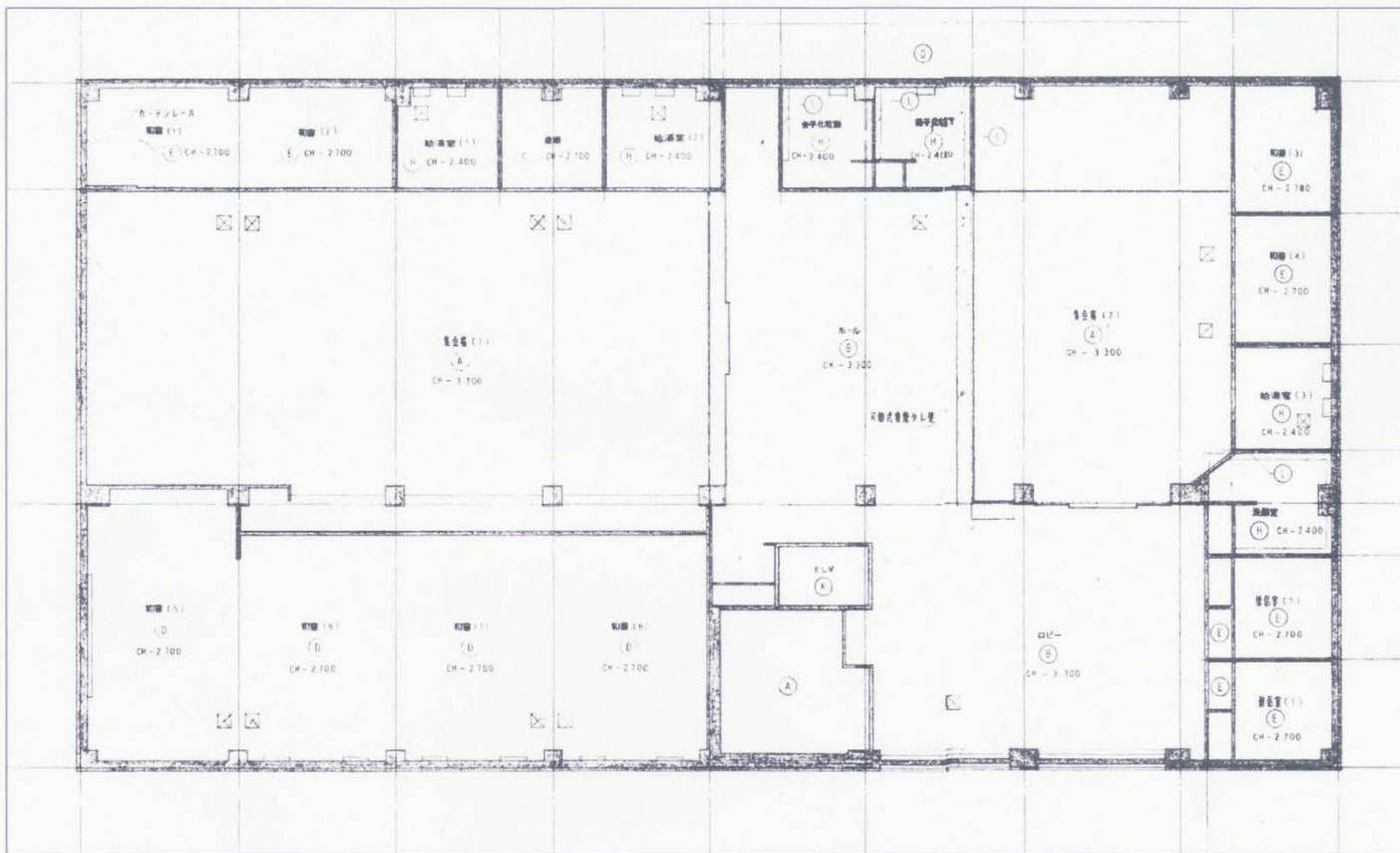
請負契約では、1 階集会場の天井高は X3～X5+500 間は 3,600 となって、X1～X3 間が 4,100 となっている。しかし、竣工図(竣工建物)では、天井高が X2～X5+500 が 3,600、X1～X2 間が 4,100 に変更施工され、X2～X3 間にスライディングウォールが増設されている。スライディングウォール工事は(株)博善社負担工事であり、(株)博善社の指示による変更であることは明らかである。

X2 の Y2～Y3 間中央天井高差(500)間に吸込口×3 (EF-3) を設け、離隔距離を満たすために CMH-2 (エアコン AC-2) から AC-7×2 に変更され、吸込口×3 (EF-3) のための天井点検口が設けられている。

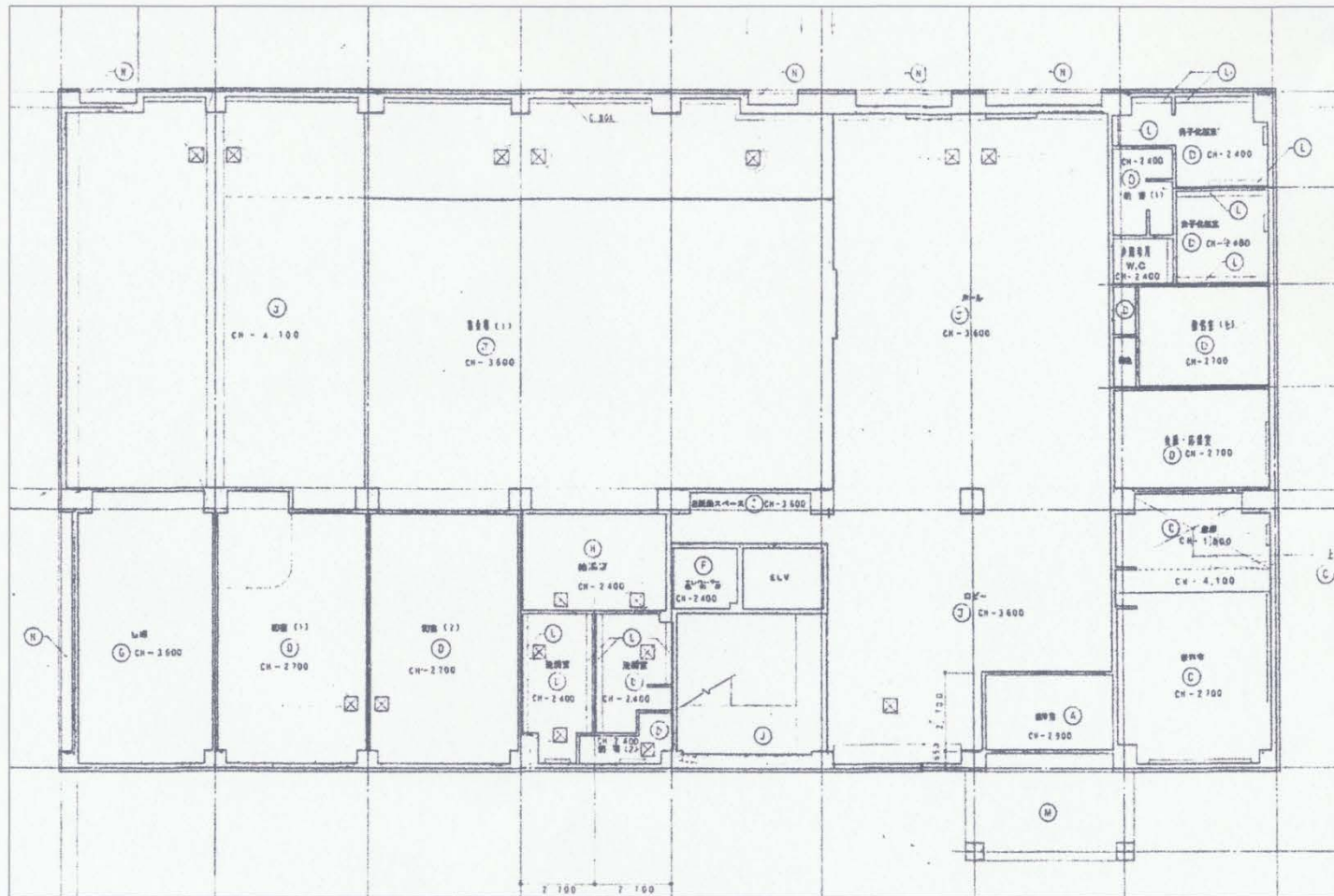
請負契約図面 1F 天井点検口位置



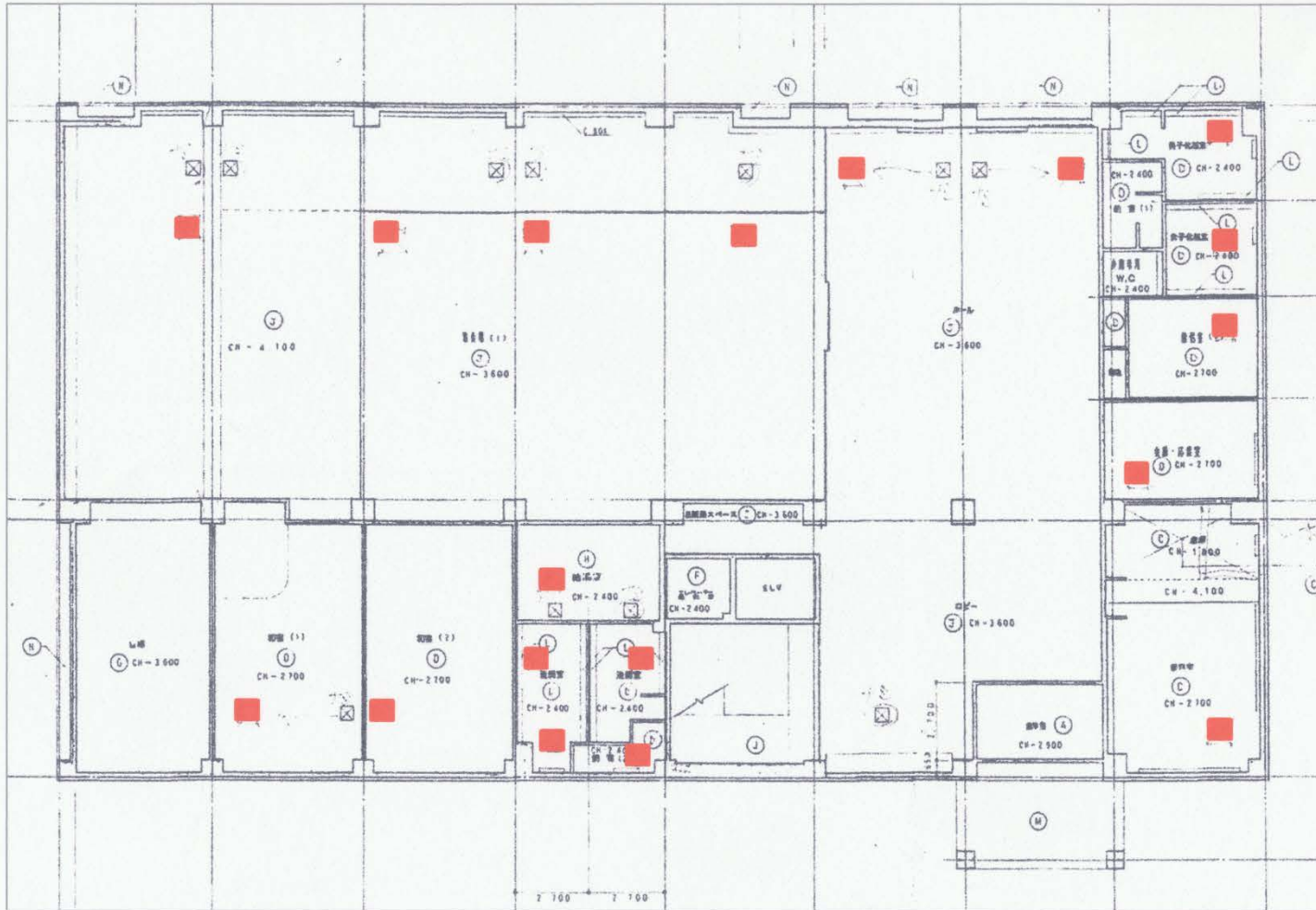
請負契約図面 2F 天井点検口位置



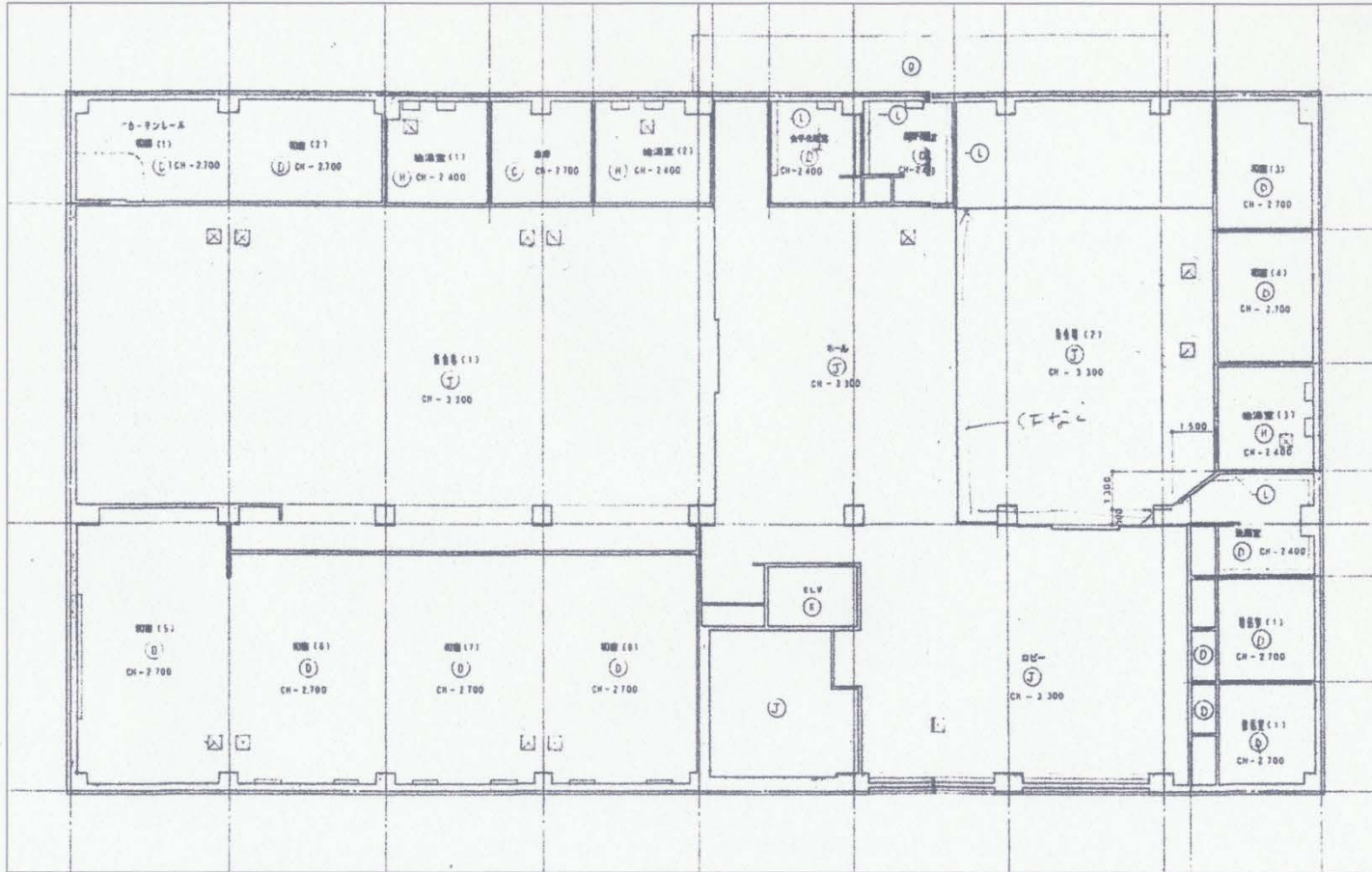
竣工图 1F 天井点檢口位置



竣工建物 1F 天井点検口位置



竣工図 2F 天井点検口位置



竣工建物 2F 天井点検口

